



島根県報

令和4年6月10日（金）

号外第61号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林

（森林整備課） 2

告 示

島根県告示第459号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年6月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市大社町修理免字堀川尻1685-8（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

駐艇場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）